

平成二十六年十一月十一日受領
答 弁 第 五 五 号

内閣衆質一八七第五号

平成二十六年十一月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国 務 大 臣 麻 生 太 郎

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出小淵優子後援会事務所の家宅搜索に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出小淵優子後援会事務所の家宅搜索に関する質問に対する答弁書

一 及び二について

お尋ねは、個別具体的な事件における捜査機関の活動内容に関わる事柄であり、お答えすることを差し控えたい。